

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和5年3月16日	パイオニア運輸株式会社 (法人番号 5230001008386) 代表者 岩崎弥一	富山県砺波市千保 170番地の1	本社営業所	富山県砺波市千保 162-4	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和5年2月2日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)(2)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(3)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(5)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	2	2
一般貨物	令和5年3月17日	荻生運輸倉庫株式会社 (法人番号 8230001015132) 代表者 吉崎浩明	富山県黒部市荻生 588番地1	本社営業所	富山県黒部市荻生 588番地1	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和3年11月17日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の拘束時間に関する違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1~3項)(4)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)	5	5
一般貨物	令和5年3月22日	株式会社産業運輸(法人 番号5110001007012) 代 表者小西光男	新潟県新潟市南区 茨曾根8111番	本社営業所	新潟県新潟市南区 茨曾根8111番地	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和5年1月19日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(3)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(4)運転者に対する指導監督の記録記載不備(安全規則第10条第1項)	1	1
一般貨物	令和5年3月27日	株式会社フェニックス物流 (法人番号 4110001022235) 代表者 小山一浩	新潟県長岡市東高 見2丁目2番28	新潟営業所	新潟県新潟市北区 太郎代居浦643-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和5年1月18日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1、2項)(2)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。